

研究不正行為対応規程

第1条（目的）

本規程は、株式会社 Mitate Zepto Technica（以下「当社」という。）における研究活動の健全性及び信頼性を確保するため、研究不正行為の防止並びに研究不正行為が疑われた場合の告発、調査、認定、是正及び再発防止に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2条（不正行為の定義）

1. 本規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。
 - (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - (2) 改ざん：研究資料、機器又は研究過程を変更し、真正でないものに加工すること
 - (3) 盗用：他者の研究成果、アイデア又は分析手法を、適切な表示なく使用すること
2. 前項に定める不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

第3条（特定不正行為以外の不適切な行為）

二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読不正その他研究倫理上不適切な行為についても、本規程に準じて適切に対応する。

第4条（研究不正対応責任者）

1. 当社は、研究不正行為への対応を統括する者として、研究不正対応責任者を置く。
2. 研究不正対応責任者は、代表取締役、取締役又は開発部長のいずれかがこれにあたる。

第5条（告発及び相談の受付）

1. 研究不正行為に関する相談又は告発は、当社が別に定める告発窓口において受け付ける。
2. 告発は、書面、電子メールその他当社が認める方法により行うことができる。

第6条（告発の要件）

告発は、対象となる研究活動、不正行為の態様及び不正とする科学的かつ合理的な理由が示されているものを原則とする。

第7条（予備調査）

1. 告発を受け付けた場合、当社は、予備調査委員会を設置し、告発内容の合理性及び調査可能性について予備調査を行う。
2. 予備調査委員会は、研究不正対応責任者を含む複数名で構成する。

3. 予備調査委員会は、告発受付後、原則として30日以内に、本調査を行うか否かを決定する。
4. 研究不正対応責任者は、前項の決定内容を、告発者及び被告発者に対し、理由を付して遅滞なく通知する。
5. 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合は、その旨を配分機関へ報告する。
6. 本調査を行わないと決定した場合は、その理由を記録し、適切に保存する。
7. 予備調査の過程、判断理由及び関連資料は記録し、適切に保存する。

第8条（本調査及び調査委員会）

1. 本調査を行う場合、当社は調査委員会を設置する。
2. 調査委員会は、当社に属さない外部有識者を半数以上含むものとする。
3. 調査委員会には、当該研究分野に関する専門的知見を有する者を含めなければならない。
4. 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
5. 調査委員会は、客観性、公正性及び独立性を確保して調査を行う。
6. 本調査は、実施決定後、原則として30日以内に開始する。
7. 本調査を開始する場合には、被告発者に対し、調査開始の事実及び調査の概要を通知する。
8. 告発者及び被告発者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、調査委員会委員について異議申立てを行うことができる。
9. 被告発者には、十分な弁明の機会を保障する。
10. 認定に先立ち、被告発者に対し認定内容案を提示し、意見を述べる機会を与える。

第8条の2（調査中における研究費の使用停止等）

本調査の実施が決定された場合において、調査の円滑な実施又は不正行為の拡大防止のため必要があると認めるときは、研究費の全部又は一部の使用停止その他必要な措置を命ずることができる。

第9条（調査期間）

1. 本調査は、開始後、原則として150日以内に認定を行う。
2. やむを得ない事情により期間内に認定が困難な場合は、その理由を記録する。

第10条（秘密保持）

1. 告発者、被告発者及び調査関係者の秘密は、調査期間中及び公表まで厳格に管理する。
2. 調査関係者は、正当な理由なく秘密を漏えいしてはならない。
3. 当社は、告発者の秘密保持及び身分保護のため、必要な措置を講ずる。

第 11 条（不利益取扱いの禁止）

1. 告発者、調査協力者及び被告発者に対し、告発又は調査への関与を理由として不利益な取扱いをしてはならない。
2. 善意に基づく告発については、匿名であることを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第 11 条の 2（悪意による告発への対応）

故意に虚偽の告発を行った者については、就業規則その他関係規程に基づき必要な措置を講ずることがある。

第 12 条（認定）

調査委員会は、物的証拠、科学的証拠、証言及び被告発者の説明等を総合的に判断し、次の事項について認定を行う。

- (1) 不正行為の有無
- (2) 不正行為の内容
- (3) 関与者及び関与の程度
- (4) 不正使用額
- (5) その他必要事項

第 12 条の 2（調査過程における認定及び報告）

調査委員会は調査過程において不正行為の一部が確認された場合には速やかに認定を行い、調査委員会は、その結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は遅滞なく配分機関へ報告する。

第 12 条の 3（証拠不存在等に基づく認定）

合理的理由なく研究データ等の基本証拠が不存在であり、かつ被告発者が合理的説明を示せない場合は、不正行為があったものと認定することができる。

第 13 条（配分機関及び文部科学省への報告）

次の場合、最高管理責任者は、遅滞なく配分機関及び当該公的研究費を所管する関係省庁へ報告する。

- (1) 本調査実施決定時
- (2) 認定を含む調査結果確定時
- (3) 不服申立て時

- (4) 却下時
- (5) 再調査開始時
- (6) 再調査結果確定時

第 13 条の 2 (調査方針の協議)

最高管理責任者は、本調査を開始するに当たっては、調査方針、調査体制及び外部委員構成について、あらかじめ配分機関へ報告し、必要に応じて協議する。

第 13 条の 3 (最終報告及び中間報告)

1. 最高管理責任者は、告発受付から 210 日以内に最終報告書を提出する。
2. 期限内に完了しない場合は中間報告書を提出する。

第 13 条の 4 (進捗報告)

最高管理責任者は、配分機関から求めがあった場合、調査終了前であっても進捗報告を行う。

第 13 条の 5 (資料提出及び現地調査協力)

最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、資料提出及び現地調査に協力する。

第 14 条 (不服申立て及び再調査)

1. 不服申立ては、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被告発者又は悪意に基づく告発と認定された告発者が、通知後 14 日以内に行うことができる。
2. 前項の不服申立てについては、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
3. 再調査は、第 8 条に規定する調査委員会が行い、原則 90 日以内に完了する。
4. 最高管理責任者は、再調査結果を遅滞なく配分機関及び関係省庁へ報告する。

第 15 条 (調査結果の公表)

1. 適切な範囲で次を公表する。
 - (1) 事案概要
 - (2) 調査体制
 - (3) 認定内容
 - (4) 是正措置及び再発防止策
2. 公表に当たっては当事者の人権及び研究活動への影響に十分配慮する。

第 15 条の 2 (懲戒及び是正措置)

不正が認定された場合、就業規則等に基づき懲戒又は是正措置を行う。

第 15 条の 3（再発防止計画の策定及び実施）

1. 不正行為が認定された場合、再発防止計画を策定する。
2. 実施状況及び効果を定期的に評価し、必要に応じて見直す。
3. 実施状況及び評価結果は最高管理責任者及び役員会等へ報告する。

第 16 条（研究費の返還等）

不正使用額が認定された場合には、当該配分機関の指示に従い、返還その他必要な措置を講ずる。

第 17 条（記録の保存）

調査に関する記録及び資料は、原則として 10 年間保存する。

附則

本規程は、2023 年 10 月 1 日に制定し、同日より施行する。

本規程は、2026 年 2 月 26 日に改定し、同日より施行する。